

都市計画中央東地区地区計画を次のように決定する。

1 地区計画の方針

名 称	中央東地区地区計画	
位 置	札幌市中央区北1条東8丁目の一部ほか	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	2.8 ha	
区域の整備 保全・ に開 関発 す及 るび 方針	地区計画 の目標	当地区は、本市の都心部より東方約1kmに位置し、都市計画道路「札幌・江別通」（国道12号）沿いの商業施設や業務施設が集積している地区である。 そこで、地区計画を定めることにより、土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、幹線道路の沿道にふさわしい商業業務機能等の充実を図り、併せて適切なオープンスペースが確保された快適な市街地の形成を図ることを目標とする。
	土地利用 の方針	幹線道路の沿道にふさわしい、商業業務施設を主体とした合理的かつ健全な高度利用を図る。
	建築物等 の整備の 方針	快適性・安全性を確保し、かつ、土地の高度利用を図るとともに、魅力的でゆとりのあるまちなみを創出するよう、道路沿いには適切なオープンスペースを確保するなど規制・誘導に努める。

理 由

当地区は、都市計画道路「札幌・江別通」沿いの商業施設や業務施設が集積している地区であり、今後、幹線道路の沿道にふさわしい商業業務機能等の充実した市街地の形成が望まれる。

このため、土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、快適な市街地の形成を誘導するよう、当地区の街づくりの目標として地区計画の方針を定めるものである。

なお、この地区計画の方針に基づく土地利用計画が具体化した段階で、当地区の目標を達成するため、必要な都市計画の変更を行うものとする。